

## 第1章 総 則

- 第 1 条 定款第18条第1項の規定に基づき、社団法人苫小牧青年会議所理事長選挙規則（以下理事長選挙規則という）を定める。
- 第 2 条 理事長選挙に関する事項を事務管理するため、理事長選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）を設定する。

## 第2章 理事長選挙管理委員会

- 第 3 条 選挙管理委員会は、委員5名をもって構成する。
- 2 選挙管理委員は、理事長が、毎年3月末日までに、正会員から委員を指名し、理事会の承認を経たうえで、直後の例会で報告する。
- 第 4 条 選挙管理委員会は、互選により1人の委員長を定める。
- 2 委員長は、委員会会務を処理し、委員会を代表して、総会、例会及び理事会において選挙に関する事項につき、報告及び意見を延べることができる。
- 第 5 条 選挙管理委員会の任期は、理事会において承認した日より、同年12月31日をもって満了する。

## 第3章 有権会員および推薦資格

- 第 6 条 正会員は理事長選挙権を有する。
- 第 7 条 正会員で、理事並びに監事経験者は、理事長推薦資格を有する。

## 第4章 理事長候補者および立候補届

- 第 8 条 正会員中、当該年度を含め、理事および監事を2回以上の経験者は、被選挙権を有する
- 第 9 条 立候補者は、理事会で別に定める下記様式の書類を6月20日から6月30日までの期間に、事務局に届出をおこなわなければならない。
- （1）立候補の青年会議所における経歴書
- （2）次年度の抱負書
- （3）推薦者（2名以上）の推薦書
- 第10条 理事会は、前条における立候補者なき場合、直後の理事会で、候補者1名の推薦決定をしなければならない。
- 第11条 選挙管理委員会は、本規則に定める規定を審査し、直後の例会または理事会で、候補者を発表しなければならない。

## 第5章 選挙運動

- 第12条 選挙運動期間は、7日間とし、選挙管理委員会がこれを指定し、期間以外は一切これを行ってはならない。
- 第13条 候補者ならびにこれを支持する正会員は、本会議所の目的に則り、名誉を重んじ、節度ある運動をしなければならない。
- 第14条 前条の規定に違反すると認められる場合、選挙管理委員会は、委員会で協議のうえ、これを理事会に報告するものとし、理事会は、委員会報告が理由あるものと認められる場合は、理事長選任の前後にかかわらず出席理事の3分の2以上の決議をもって立候補資格を喪失させることができる。
- 2 前項の規定により理事長候補者もしくは理事長予定者が資格喪失した場合、理事会は直ちに理事会において、候補者1名を推薦し、総会で承認を受けなくてはならない。

## 第6章 投票および承認

- 第15条 投票は総会においてするものとし、選挙管理委員会が作成する投票用紙にておこなう。
- 2 開票は、議長が指名する正会員2名が立会うことを要し、投票の場において集計を行なう。
- 3 投票の結果、同数の場合は一回のみ再投票を行なう。  
再投票の結果、同数の場合は抽選とする。
- 第16条 候補者が1名の場合においても、総会の場合において承認を受けなければならない。
- 2 前項の方法は、総会の場で決定するものとする。
- 第17条 前2条の投票または承認の際、候補者は立候補の抱負を述べなければならない。

## 第7章 雑則

- 第18条 本規則に定める各種書類の様式ならびに記載例は、理事会でこれを定める。
- 第19条 本規則に定めるもののほか、選挙に関して必要な事項は、選挙管理委員会が定めるものとする。
- 附 則 本変更規則は、平成18年1月1日から施行する。